

【未利用口座管理手数料規定】

1. (本規定の適用)

この規定は、普通預金口座（無利息型普通預金、定期預金の利用のない総合口座、貯蓄預金口座を含みます。）に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 2024年11月1日、最後のお預入れまたは払戻し等（以下、「お取引」といいます。なお、お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）のいずれか遅い日から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座（無利息型普通預金、定期預金の利用のない総合口座、貯蓄預金口座を含みます。）を未利用口座として取り扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取り扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の預金口座が未利用口座となった場合、お届の氏名、住所に宛て、通知を発信します。（第4項各号に定める場合を除きます）。
なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発信日より、一定期間（3カ月）経過してもお取引がない場合、当組合が定める任意の日に当組合所定の未利用口座管理手数料をご負担いただき口座より引き落します。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引き落すものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する口座は未利用口座管理手数料の対象外とします。
 - ①未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ②同一お取引店で、定期預金、定期積金、積立定期預金、出資金、国債、投資信託等のお取引がある場合
 - ③同一お取引店で、融資のお取引がある場合
 - ④カードローン契約のある口座
 - ⑤その他当組合が定める所定の場合

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当組合所定の方法により解約することができるものとします。
- (2) 前項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当組合は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

- (1) 引き落とし済の未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (2) 解約した口座の再利用の求めには応じられません。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上